

(新)

別表第 1（第 6 条関係）

事業区分		補助事業者	事業実施主体	補助率	補助上限額 (下限額)	補助対象経費等		
(1) ステップアップ事業	ア トライアル分		地域団体 中小企業等 任意団体 その他法人	3 分の 2 以内	500 千円 (100 千円)	補助対象事業区分	補助対象経費	
	イ 通常分		市町村等 地域団体 中小企業等 任意団体 その他法人	2 分の 1 以内	2, 000 千円 (100 千円)	①市場調査等事業	市場調査等のために必要な経費であって、知事が必要があると認めたもの (⑤の事業に該当する経費を除く。)	
(2) 一般事業	ア 通常分		市町村等 第 5 条の 2 の 規定により補 助事業者とみ なされたもの	市町村等 地域団体 任意団体 公益的な法人	2 分の 1 以内	50, 000 千円 (下限なし)	③販路開拓・販売 促進等事業	販路開拓及び販売促進等のために必要な経費であって、知事が必要であると認めたもの (⑤の事業に該当する経費を除く。)
	イ 特別分	3 分の 2 以内			④観光交流促進等 事業		観光の情報発信及び体験型観光のメニューづくり等のために必要な経費であって、知事が必要であると認めたもの (⑤の事業に該当する経費を除く。)	
	ウ 企業等通常分	中小企業等 その他法人 (公益的な 法人を除く)		2 分の 1 以内	⑤施設・設備等 整備事業		ハード事業のための経費であって、知事が必要であると認めたもの (ステップアップ事業にあつては、新たな事業活動又は事業展開を図るために必要となる機器等に限って補助対象経費とし、その経費に対する補助額は、全体の補助額の 2 分の 1 を超えない範囲内で、かつ、1 件当たりの取得価格が 50 万円を超えないものとする。)	
							⑥その他事業	知事が必要であると認めた事業に要する経費
							(注) 1 「ハード事業」とは、商品の生産、加工、流通、販売等に必要な施設、設備、機械等を整備するもの又は体験型若しくは滞在型の観光を推進するために必要な施設、設備等を整備するものをいう。 2 ステップアップ事業 (トライアル分) は、補助対象事業区分のうち、①及び②が対象。 3 補助の対象とならない経費は、知事が別に定める。	

(旧)

別表第 1（第 6 条関係）

事業区分		補助事業者	事業実施主体	補助率	補助上限額 (下限額)	補助対象経費	
(1) ステップアップ事業	ア トライアル分		地域団体 中小企業等 任意団体 その他法人	3 分の 2 以内	50 万円 (10 万円)	補助対象事業区分	補助対象経費
	イ 通常分		市町村等 地域団体 中小企業等 任意団体 その他法人	2 分の 1 以内	200 万円 (10 万円)	①市場調査等事業	市場調査等のために必要な経費であって、知事が必要があると認めたもの (⑤の事業に該当する経費を除く。)
(2) 一般事業	ア 通常分		市町村等 第 5 条の 2 の 規定により補 助事業者とみ なされたもの	市町村等 地域団体 任意団体 公益的な法人	2 分の 1 以内	5,000 万円 (下限なし)	③販路開拓・販売 促進等事業
	イ 特別分	3 分の 2 以内			④観光交流促進等 事業		観光の情報発信及び体験型観光のメニューづくり等のために必要経費であって、知事が必要であると認めたもの (⑤の事業に該当する経費を除く。)
	ウ 企業等通常分	中小企業等 その他法人 (公益的な 法人を除く)		2 分の 1 以内	⑤施設・設備等 整備事業		ハード事業のための経費であって、知事が必要であると認めたもの (ステップアップ事業にあつては、新たな事業活動又は事業展開を図るために必要となる機器等に限って補助対象経費とし、その経費に対する補助額は、全体の補助額の 2 分の 1 を超えない範囲内で、かつ、1 件当たりの取得価格が 50 万円を超えないものとする。)
(注) 1 「ハード事業」とは、商品の生産、加工、流通、販売等に必要な施設、設備、機械等を整備するもの又は体験型若しくは滞在型の観光を推進するために必要な施設、設備等を整備するものをいう。 2 ステップアップ事業 (トライアル分) は、補助対象事業区分のうち、①及び②が対象。 3 補助の対象とならない経費は、知事が別に定める。							

(新)					
事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助上限額 (下限額)	補助対象経費等
(3) 特別承認事業	補助を受けようとする国等の事業の補助金交付要綱等で規定する補助事業者	補助を受けようとする国等の事業の補助金交付要綱等で規定する事業実施主体	3分の2以内。 ただし、この補助金と補助を受けようとする国等の事業の補助金等の額（市町村の継ぎ足し補助金等を除く。）との合計は、補助を受けようとする国等の事業の補助対象事業費の3分の2を限度とする。 なお、企業等のハード事業については、「3分の2」とあるのは「2分の1」と読み替えて適用する。	50,000 千円 (下限なし)	補助を受けようとする国等の事業の補助金交付要綱等で規定する補助対象経費
(4) 中山間地域雇用創出事業	市町村	過去に(2)一般事業又は(3)特別承認事業を活用した事業実施主体(市町村等を除く)	3分の1以内 ただし、市町村の要綱で定められた補助率が2分の1以上(県補助分含む。)であり、かつ市町村の負担額が6分の1以上であること。	33,333 千円 (下限なし)	ハード事業のための経費であって、知事が必要があると認めたもの (注) 4 「ハード事業」とは、商品の生産、加工、流通、販売等に必要な施設、設備、機械等を整備するもの又は体験型若しくは滞在型の観光を推進するために必要な施設、設備等を整備するものをいう。 5 補助の対象とならない経費は、知事が別に定める。

(旧)					
事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助上限額 (下限額)	補助対象経費
(3) 特別承認事業	補助を受けようとする国等の事業の補助金交付要綱等で規定する補助事業者	補助を受けようとする国等の事業の補助金交付要綱等で規定する事業実施主体	3分の2以内。 ただし、この補助金と補助を受けようとする国等の事業の補助金等の額（市町村の継ぎ足し補助金等を除く。）との合計は、補助を受けようとする国等の事業の補助対象事業費の3分の2を限度とする。 なお、企業等のハード事業については、「3分の2」とあるのは「2分の1」と読み替えて適用する。	5,000 万円 (下限なし)	補助を受けようとする国等の事業の補助金交付要綱等で規定する補助対象経費
(4) 外部人材活用支援事業	市町村 第5条の2の規定により補助事業者とみなされたもの	市町村等 地域団体	2分の1以内	500 万円 (50 万円)	外部の専門人材のノウハウ等を活用するために必要な報償費、委託料、活動費（旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）の経費であって、知事が必要があると認めたもの (注) 4 外部の専門人材に支払われる額（報償費、委託料のうち専門人材の人件費に相当する額、又はこれに類するもの）は、1人当たり1,000千円／月を上限とする。
(5) 地域産業課題解決支援事業	市町村	市町村等 地域団体 中小企業等 任意団体 その他法人	2分の1以内	500 万円 (10 万円)	高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）による支援を受け、その指導を生かし課題の解決を図るために必要な施設、設備、機械、報償費、委託料、活動費（旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費）の経費であって、知事が必要があると認めたもの
(注) 5 ステップアップ事業（通常分）の補助額は、ステップアップ事業（トライアル分）の補助を受けた場合には、当該補助額を200万円から引いた額を上限とする。					

(新)

事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助上限額 (下限額)	補助対象経費等
(5) 雇用奨励金事業	市町村	地域団体 中小企業等 任意団体 その他法人	定額	新規雇用人数 1人あたり 1,000千円 ただし、事業採 択した事業計 画書の雇用人 数を上限とす る (1,000千円)	中山間地域等において、(2) 一般事業、(3) 特別承認事業又は(4) 中 山間地域雇用創出事業を活用した事業実施主体が、正規職員として6月以 上継続して雇用した34歳以下の新規雇用者を対象とする。 (注) 6 当該事業実施主体における従業員数及び正規雇用の従業員数の両方が、 事業着手前と比較して純増となること。 7 適用期間は、補助金の交付決定日から起算して3年が経過した日が属 する年度末までとする。
(6) 外部人材活用 支援事業	市町村 第5条の2の 規定により補 助事業者とみ なされたもの	市町村等 地域団体	2分の1以内	5,000千円 (500千円)	外部の専門人材のノウハウ等を活用するために必要な報償費、委託料、活 動費(旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等)の経費であって、知 事が必要があると認めたもの (注) 8 外部の専門人材に支払われる額(報償費、委託料のうち専門人材の人件 費に相当する額、又はこれに類するもの)は、1人当たり1,000千円/月 を上限とする。
(7) 地域産業課題解 決支援事業	市町村	市町村等 地域団体 中小企業等 任意団体 その他法人	2分の1以内	5,000千円 (100千円)	高知県産業振興アドバイザー(課題一貫支援型)による支援を受け、その 指導を生かし課題の解決を図るために必要な施設、設備、機械、報償費、 委託料、活動費(旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費)の経費であ って、知事が必要があると認めたもの

(注) 9 ステップアップ事業(通常分)の補助額は、ステップアップ事業(トライアル分)の補助を受けた場合には、当該補助額を200万円から引いた額を上限とする。